

全日教連の歩みと運動の成果

年	主な運動とその成果
昭和 45	日本教職員連盟結成(日教連) 「給特法」成立をめざし要望活動展開
46	「給特法」成立・・・本俸の4%教職調整額 教員特殊業務手当
47	「人材確保法」の成立をめざし大運動
48	「人確法」成立中央決起大会請願デモ 育児休業法、教頭法案成立の活動
49	「人確法」成立 ※日教組はストで反対 教頭法成立 「人確法」第2次分10%予算化実現
50	「人確法」第3次分5%予算化実現 「人確法」第2次改善 育児休業法成立
51	「人確法」第3次1回分給与改善勧告 給与法促進決起大会
52	給与法成立促進中央総決起大会 給与法成立(第3次1回分改善) 産休代替職員確保法改正
53	「人確法」第3次2回分勧告 給与法成立(第3次2回分改善) 主任手当の枠拡大
54	教職員定数改善 40人学級12年計画の実施
55	退職手当減額法案阻止運動 教職員定数2年次分確保
56	4週5休制は教員はまとめどり方式に 人事院勧告5.23% 中央動員 署名
57	人確実施署名活動 日教連中央抗議集会 中央動員
58	人事院勧告6.47% 総理府、人事院へ人勤完全実施要望 全日本教職員連盟結成
59	人事院勧告6.44% 人勤実施の中央動員
60	人事院勧告5.74% 人勤完全実施を要求、中央動員 全日教連共済制度スタート 定年前早期退職者に係る退職手当の特例(1年につき2%)
61	人事院勧告2.31% 人勤完全実施と義務教育費国庫負担制度堅持のための署名運動 初任者研修制度の予算化
62	人事院勧告1.43%の完全実施 義務教育費国庫負担法堅持 教職員定数増と学級編成基準改善
63	人事院勧告2.35%の完全実施 義務教育費国庫負担法堅持 定数改善 初任者研修制度実施(小学校)の予算化
平成 元	人事院勧告3.11%の完全実施 義務教育費国庫負担法堅持、定数改善 初任者研修制度実施(小・中学校)の予算化、単身赴任手当の新設
2	人事院勧告3.67%の完全実施 義務教育費国庫負担法堅持、定数改善 夏季休暇の新設 初任給の1号給アップ
3	人事院勧告3.71%の完全実施 義務教育費国庫負担法堅持 第五次教職員定数改善の完結 育児休業の適用範囲の拡大
4	人事院勧告2.87%の完全実施 義務教育費国庫負担法堅持 部活動指導手当のアップ
5	人事院勧告1.92%の完全実施 義務教育費国庫負担法堅持 第六次教職員定数改善の開始
6	人事院勧告1.18%の完全実施 義務教育費国庫負担法堅持 養護教諭に保健主事登用の道
7	人事院勧告0.90%の完全実施 義務教育費国庫負担法堅持 部活動指導手当の6割アップ
8	人事院勧告0.95%の完全実施 義務教育費国庫負担法堅持 俸給表の改善(号俸カット)
9	人事院勧告1.02%の完全実施 義務教育費国庫負担法堅持 期末勤勉手当0.05月アップ
10	人事院勧告0.76%の完全実施 義務教育費国庫負担法堅持 「完全学校週五日制」平成14年に確定
11	人事院勧告0.28%完全実施 義務教育費国庫負担法堅持 第六次教職員定数改善の完結
12	義務教育費国庫負担法堅持 扶養手当の改善 第七次教職員定数改善の開始
13	義務教育費国庫負担法堅持 育児休業、介護休暇改正 定数改善
14	義務教育費国庫負担法堅持 子の看護のための休暇新設 定数改善
15	義務教育費国庫負担法堅持 緊急要望活動実施 定数改善
16	義務教育費国庫負担法暫定的に堅持 緊急要望活動、緊急集会実施 定数改善
17	義務教育費国庫負担法根幹18年度以降も維持(1/3負担) 緊急要望活動実施
18	教育基本法改正 人確法に基づく教員給与の優遇措置19年度以降も継続 緊急要望活動実施
19	教育関連三法の成立 緊急要望活動実施
20	緊急要望活動実施
21	定数改善 4200人
22	小1 35人以下学級:標準法改正
23	定数改善 1900人
24	人権侵害救済法阻止
25	定数改善 800人
26	人事院勧告の完全実施(月例給, 特別給とも増額)
27	加配定数の機械的削減の阻止 人事院勧告の完全実施(月例給, 特別給とも2年連続の増額)
28	義務標準法の一部改正(加配定数の一部基礎定数化) 人事院勧告の完全実施(月例給, 特別給とも3年連続の増額)
29	小学校英語科実施に伴う教育課程編成の緊急要望活動実施 人事院勧告の完全実施(月例給, 特別給とも4年連続の増額)

年	主な運動とその成果
30	<p>「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申素案)」及び「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン(案)」に対する臨時中央要請行動実施 人事院勧告の完全実施(月例給, 特別給とも5年連続の増額)</p>
H31 R1	<p>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)改正。 ・1年単位の变形労働時間制の導入。 ・上限ガイドライン(45時間)の指針化による法的根拠の格付け。 ※法改正に伴う衆議院文部科学委員会, 参議院文教科学員会に郡司隆文委員長が招聘され, 参考意見陳述を行う(教職委員団体では唯一の招聘) 児童生徒用パソコンが一人一台となるよう国として予算措置(3人のうちの2台分。1台分はこれまでの地財措置で配置できているという前提) 公務員の定年延長と役職定年に関わる緊急要望活動実施 人事院勧告の完全実施(月例給, 特別給とも6年連続の増額)</p>
R2	<p>少人数指導によるきめ細やかな指導体制の計画的整備 ・小学校について学級編制の標準を5年かけて, 35人に計画的に引き下げ。 ・引き下げに伴う副校長・教頭や生徒指導担当教員などの教職員配置充実のための定数改善。</p>